

船舶事故等調査報告書

平成25年7月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第171号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年9月4日 15時27分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島北方沖の備讃瀬戸北航路 多度津町所在の板持鼻灯台から真方位284°840m付近 (概位 北緯34°19.6′ 東経133°39.3′)
事故等調査の経過	平成24年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ジニアス スター セブン GENIUS STAR VII (パナマ共和国籍)、9,589トン 9379856 (IMO番号)、HARMONY TRANSPORT S.A. B 漁船 弘丸、4.7トン KA3-21374 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A (中華人民共和国籍)、船長級免状 (パナマ共和国発給) B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 右舷外板に擦過傷、漁網揚収機が破損、底引き網漁具ワイヤロープ1本が切断等
事故等の経過	A船は、船長Aほか18人が乗り組み、熱間圧延鋼板約7,500tを積載し、備讃瀬戸北航路を約11.5ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南西進中、平成24年9月4日15時27分ごろ、高見島北方沖において、A船の左舷船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、船長Bが、備讃瀬戸北航路を速力約0.3knで底引き網を引きながら、手動操舵によって西進中、船尾方3海里付近に備讃瀬戸北航路を南西進中のA船を初認し、A船が接近するまで時間があると思ひ、船首方を向いてえい網を続けた。 船長Bは、A船の位置を確認しようとしたところ、右舷船尾至近にA船を認めたが、どうすることもできず、A船とB船とが衝突した。 船長Bは、A船が停船しなかったため、海上保安部に衝突したことを通報した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東北東流約1kn
その他の事項	船長Aは、B船と衝突したことに気付かずに航行を続けていたところ、海上保安部からの停船命令を受け、B船と衝突したことを知っ

	た。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B なし A 船は、備讃瀬戸北航路を南西進中、西進中のB船と衝突したものと考えられるが、A船側から情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、備讃瀬戸北航路において、えい網しながら西進中、船長Bが、船尾方に視認したA船が接近するまで時間があると思い、前を向いて操舵していたことから、A船が右舷船尾の至近距離に接近するまで気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、備讃瀬戸北航路において、A船が南西進中、B船がえい網しながら西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。